



町のイメージキャラクター  
**緑丸**



## 蓮潟集落でさいの神

1月13日(日)吹雪の中、蓮潟集落でさいの神が行われ町の無形文化財「蓮潟神楽」も披露されました。

広報  
せいろう 2008 **2** February No.379

# 税の申告はお早めに

●申告・相談受付は **2月18日(月)～3月17日(月)**

●所得税確定申告  
●住民税申告  
●消費税申告  
ののご案内

平成19年分所得税の確定申告及び平成20年度住民税の申告・相談の受付は、2月18日(月)から3月17日(月)(消費税申告は税務署にて3月31日)まで、聖籠町役場・新発田市カルチャーセンター(新発田税務署の申告会場)で行われます。

また、新発田税務署、役場の閉庁日(土・日曜・祝日等)での申告相談・受付は行いませんが、申告書は郵便もしくは信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

なお、所得税の確定申告期間中、インターネットでの国税電子申告・納税システム、e-Tax(イータックス)は24時間利用できます。(国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でもe-Tax用の申告データが作成できます。)

※所得税の還付申告をされる方は、2月17日以前でも申告書を提出することができます。

※e-Taxを利用される場合は、事前に開始届出書の提出や電子証明書の取得(費用がかかります)などが必要となります。



所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方へ

広報せいろう1月号でもお知らせしたように、国から地方への税源移譲に伴い、平成19年分所得税の住宅借入金等特別控除を受ける方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合(平成18年までに入居した方に限ります)は、平成20年度住民税(所得割)から控除できる制度があります。

確定申告をされる方で該当する場合は、「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」(用紙は申告会場にあります)も忘れずに提出してください。

収入がない方の住民税申告と所得証明書等について

平成19年中の収入(所得)がなかった方は原則的に申告する必要がありませんが、次のような手続きをする方は、収入がない旨の住民税申告をしなければならぬ場合がありますのでご注意ください。

- ・ 所得証明書、非課税証明書の発行
- ・ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減
- ・ 介護保険料の算定
- ・ 障害基礎年金支給額の算定
- ・ 国民年金保険料の免除
- ・ 児童手当の受給 など



## 申告書は、自分で書いてお早めに

医療費の集計や、農業所得の収支計算内訳書などは、申告・相談の前に各自で計算されてからおいでください。

## 税務署の申告会場は 新発田市カルチャーセンターです

次の方は、税務署で申告をお願いします。

- ・ 自営業者（農業を除く）
- ・ 株式等の譲渡所得や先物取引に係る雑所得のある方
- ・ 住宅借入金等特別控除（初年度）を受ける方
- ・ 消費税の申告で簡易課税制度を選択していない方

### ● 受付時間：

午前8時30分～午後3時30分

## 確定申告に関するお問い合わせは

### ● 新発田税務署

- ☎ 22-3161（代表）
- ☎ 22-3162（所得税）
- ☎ 22-3164（資産税）
- ☎ 22-3170（法人税）

### ● 聖籠町税務財政課

- ☎ 27-1956（直通）

## 聖籠町役場での申告は、 3階第3会議室です。

受付時間は、  
午前8時30分～12時00分  
午後1時～5時00分

申告会場での混雑を緩和するため、集落毎の日程を下記のとおり設定しました。

なお、この日程で都合のつかない方は、申告期間中いつでも申告ができますので必ず期間内に申告してください。

月・日・曜日	時間	対象集落
2月18日(月)～19日(火)	午前・午後	農業所得、小規模な営業等の収支計算申告者(全集落)
2月20日(水)	午前	四ツ屋・道賀新田・上大谷内
	午後	真野
2月21日(木)	午前	丸湯・桃山
	午後	山倉・苔沼・中の橋
2月22日(金)	午前	本諏訪山・山諏訪山
	午後	本大夫・山大夫
2月25日(月)	午前	山大夫・本三賀・山三賀
	午後	尾沢ヶ丘・外畑・稲の平・ひばりが丘
2月26日(火)	午前	二本松・聖中ヶ丘
	午後	
2月27日(水)	午前	二本松・聖中ヶ丘
	午後	杉谷内・八幡・東山・旭ヶ丘
2月28日(木)	午前	杉谷内・八幡・東山・旭ヶ丘
	午後	蓮野
2月29日(金)	午前	正庵・藤寄
	午後	
3月3日(月)	午前	藤寄・大夫興野
	午後	甚兵衛橋・別條
3月4日(火)	午前	蓮湯
	午後	
3月5日(水)	午前	蓮湯・蓮湯新田
	午後	
3月6日(木)	午前	網代浜
	午後	
3月7日(金)	午前	網代浜・亀塚
	午後	
3月10日(月)	午前	亀塚
	午後	
3月11日(火)	午前	次第浜
	午後	
3月12日(水)	午前	次第浜
	午後	
3月13日(木)～14日(金)	午前・午後	上記に申告できない方
3月17日(月)	午前・午後	上記に申告できない方

# まちなか防災訓練

## アンケート結果をお知らせします

昨年10月に実施された、本町では初めての取り組みとなる地域・住民主体型のまちなか防災訓練について、全集落区長と、参加した全関係機関にアンケート調査を実施しました。

これは、これからの聖籠町の防災行政への取組方針の参考とするもので、今回のまちなか防災訓練の参加を踏まえ、地域防災力の強化に向けた積極的な意見、提案も寄せられました。

アンケート結果並びに主な意見等をお知らせします。

### 訓練に一定の評価 定期的な継続を

アンケート結果並びに意見等を見ると、今回初めての実施となる地域住民が主体となって参加した、まちなか防災訓練に「よかった（有意義だった）」が各訓練平均で59パーセントに達し、試行錯誤の中での取り組みでしたが、一定の評価が得られたものと思われれます。特に集落会場で行われた初期消火・通報訓練と安否等確認訓練は「よかった（有意義だった）」が70パーセントに達し、災害時における地域の助け合いの重要性が認

識された形となりました。

また、主な意見でも「地域防災力の強化に有意義だった」、「訓練の定期的な継続を」、「防災意識が高まった」などの意見も寄せられました。

反面、地域によっては、緊迫感、機敏性に欠けた訓練になってしまったところもあつたようです。また、訓練実施や内容の周知が不十分だったという意見も寄せられ、今後の課題となりました。

## まちなか防災訓練に関するアンケート調査 —— 集計結果 ——

- 調査票回収率……100%（全集落区長・訓練参加全機関）
- 訓練参加人数……町民1,795人 関係機関415人 計2,210人  
※町民の参加人数は屋外での訓練に参加した数値

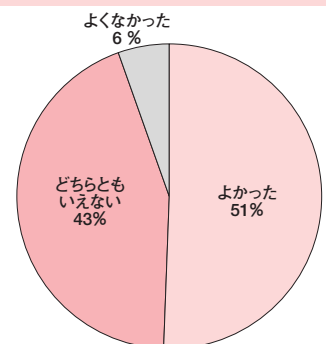
### 《 集落会場 》

#### 地震発生時安全確保訓練

地震発生直後にまずは身の安全を確保することの大切さと行動を確認する訓練です。日常において、家族等で安全な場所の確認が行われることも期待されていました。

#### 《主な意見等》

- ① 身の安全を守る基本が確認できてよかった。
- ② 事前の行動、安全な場所等の確認が不十分だった。

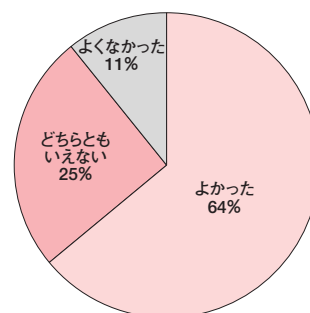


## 地震情報収集訓練

各家庭の戸別受信機から情報を聞き取る習慣付けと、いざというときの受信機の重要性を認識してもらうための訓練でした。なお、今回の訓練では受信機の点検も兼ねていました。

### 《主な意見等》

- ① 受信機の重要性が認識された。
- ② 戸別受信機の未設置、故障している世帯が確認された。現状を確認し対応をお願いしたい。
- ③ 受信状況が良くない地区がある。

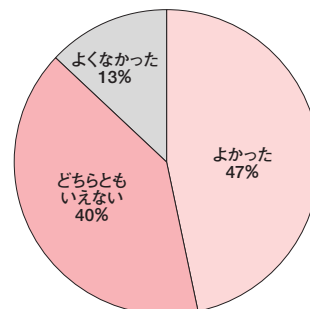


## 避難勧告発令

各家庭の戸別受信機から情報を聞き取る習慣付けと、避難勧告確認後、冷静に非常持出品を持って、家族とともに避難を開始する訓練でした。

### 《主な意見等》

- ① 非常持出品を持参する人が多かった（特に高齢者）。
- ② お母さん方が子供と一緒に避難しているのに感心した。
- ③ 非常持出品の持参が無かった。

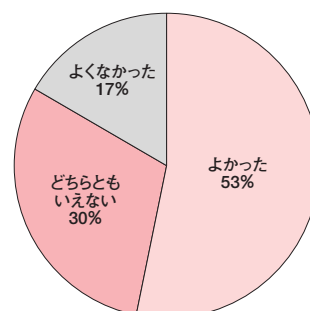


## 避難情報伝達訓練

集落に設置の防災無線を使って、地域住民に安全な避難を呼びかける訓練です。今回の訓練では、放送機器の取扱方法の確認と機器の点検を兼ねていました。

### 《主な意見等》

- ① 機器の取扱確認ができて良かった。
- ② 音量が低く聞こえない人がいた。
- ③ 一箇所の送信で集落全体に周知できる方式を。

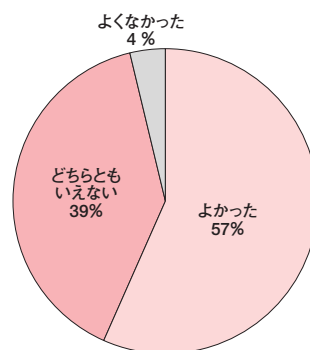


## 要援護者避難訓練

自力避難できない人を地域住民の協力で避難、搬送する訓練でした。各集落で要援護者対応の必要性、協力体制についての認識が深まることが期待されていました。

### 《主な意見等》

- ① 要援護者対策への住民の意識が高まった。
- ② 多くの住民から本訓練の必要性が聞かれた。
- ③ 集落民の話し合いで要援護者世帯の確認ができた。
- ④ 住民が協力して迅速な避難搬送ができた。
- ⑤ 昼、夜間、季節等でも支援する条件が違う。あらゆる条件下でも対応できる体制整備が必要。
- ⑥ 今後も継続して訓練する必要がある。

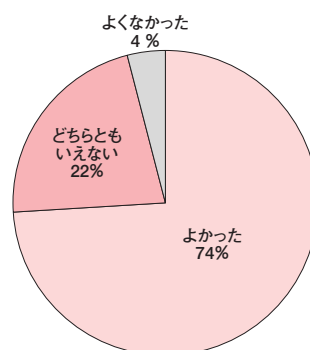


## 初期消火・通報訓練

火災に遭遇した際の冷静な通報と、住民の協力による消火訓練でした。日常使うことのない消火器の使用法や、消防団不在を想定した消火栓の使用法などの訓練が行われました。また、モデル地区では通報を受け、消防団が出動、消火を行う訓練も行われました。

### 《主な意見等》

- ① 消防の指導で消火栓（消火器）使用の実体験ができ有意義だった。今後も継続を。
- ② 消火活動への理解が深まった。
- ③ 消火栓の存在が全住民に周知できた。
- ④ 消防団との連携（特にモデル地区）がうまくいかなかった。

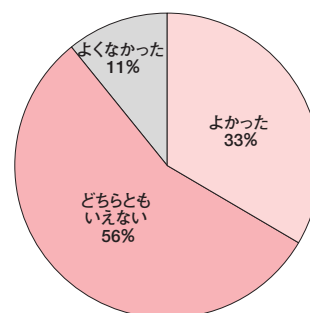


## 負傷者救出・通報訓練

負傷者等に遭遇した際の冷静な通報と、状況に応じた負傷者対応の訓練でした。実演された心肺蘇生法により救急救命への関心を高めるとともに、負傷者に対する救命措置などが行われました。

### 《主な意見等》

- ① 有事の負傷者対応への意識が深まった。
- ② 次回は、重傷者対応、軽傷者対応など想定を工夫してはどうか。
- ③ 定期的に実施（救命講習）してほしい。

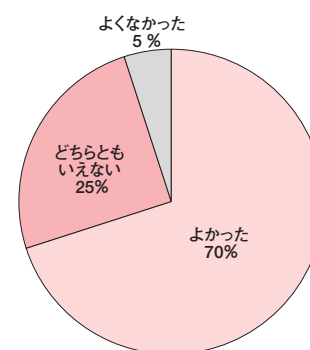


## 安否等確認訓練

避難途中に付近の住民の安否を確認するとともに、住民が協力して避難不能となっている人を救出する訓練でした。各集落で安否確認の必要性と協力体制についての認識が深まることが期待されていました。

### 《主な意見等》

- ① 安否確認の必要性について、住民の意識が深まった。
- ② 安否確認の具体的な方法の周知と集落内の協力意識が重要。
- ③ 行動に機敏性が無かった。



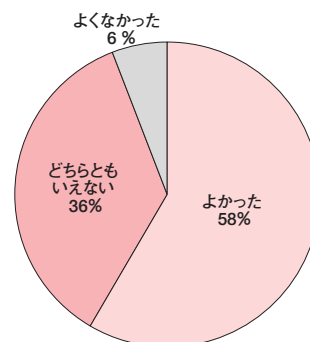
## 《 主会場 》

## 被害情報受信

消防団から対策本部への被害報告について、無線を使った交信訓練が行われました。

### 《主な意見等》

- ① 非常に良かった。
- ② 災害時は情報処理が重要。各機関によるコーディネートチーム（関係機関の連携により情報共有、出動体制等を検討する組織）立上げと訓練が必要。

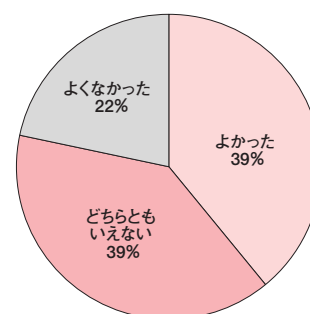


## 消火訓練

消防団機動隊による炎上家屋への消火活動が展開されました。

### 《主な意見等》

- ① 機敏な行動だった。
- ② 着火と消火のタイミングが悪かった。

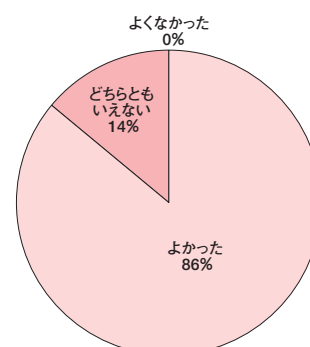


## 倒壊家屋内要救護者救出訓練

新発田地域広域消防救助隊による倒壊家屋内要救護者の救出、搬送が行われました。

### 《主な意見等》

- ① 的確で迅速な動きに感心した。
- ② 災害現場での動きが非常に良く分かった。
- ③ 実災害では想定外の事案が発生する。シナリオの無い訓練も必要では。



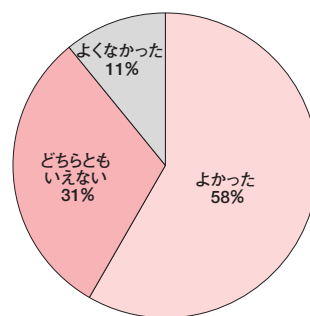


## 避難所設置・受入訓練（避難所開設報告含む）

町職員による避難所の開設報告、住民への防災無線を使った周知、避難所での避難者対応と避難者状況の把握が行われました。

### 《主な意見等》

- ① 避難者カードの記入欄に行政区、電話番号などが無い。必要記載事項の検討を。
- ② メガネの必要な方、字を書けない方等いると思う。代筆者がいればスムーズにいくのでは。
- ③ 避難所では、ケガの大小、種類の違う人が多く集まる。適正に対応するため、優先順位を定めながら対応できる体制整備を。
- ④ 担当者、避難者ともに真剣さが無かった。

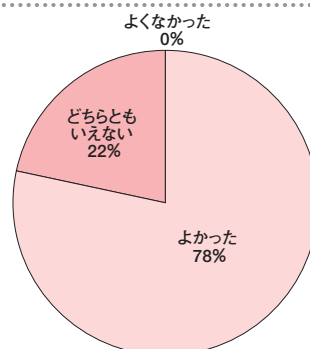


## 炊き出し訓練（開始・完了報告含む）

赤十字奉仕団と協力者がそれぞれの役割を分担、協力し、炊き出しが行われました。また、奉仕団の委員長による炊き出し開始と完了の報告が災害対策本部長に行われました。

### 《主な意見等》

- ① うまく出来たと思う。
- ② 炊き出し後の避難所への運搬方法も検討する必要がある。



## 全体意見・要望

- ① 同様の訓練を継続（年1回～3回）していけば、効果（防災意識向上、災害対処能力向上、関係機関連携）がでると思う。
- ② 訓練全体を通して地域防災（防災意識・災害処置）を強化する意味で非常に有意義だった。
- ③ 集落会場での参加者が予想以上に多く、災害に対する意識が高いことが伺えた。
- ④ 次回は災害発生直後の集落会場の訓練に重点を置くべき。
- ⑤ 全体的に訓練という意識が働いているせいか、緊迫感と機敏性が欠けていた。
- ⑥ 訓練実施の周知が徹底されたか疑問。また、参加するという意識が低いようだ。

20年度は、昨年のまちなか防災訓練で高まりつつある防災意識を再度確認し、より高めるために引き続き、まちなか防災訓練を計画しています。内容は昨年の訓練を踏まえ、集落区長並びに防災機関関係者との話し合いにより変更、修正していくこととなりますが、基本的には昨年同様に集落の皆さんが主体となり、生活の場を舞台とした訓練スタイルになります。

また、訓練終了後の防災意識の高まりとともに全集落一斉に自主防災組織の設置を計画しています。

いつ発生するか分からない大規模災害に備え、地域が助け合いながら災害に対処できる体制を、町民一体となり一日も早く整備していかねばなりません。

# 20年度は 訓練継続と自主防設置



### 2 生活環境課

☎ 27-2111

(内線282)

ドクター丸の

元気だより

vol. 21

# 在宅医療

## 高齢者の役割

聖籠町国民健康保険診療所 所長 丸山 貴広

暦の上では春ですが、まだまだ寒い日が続いております。

これまで2回にわたり、高齢者になると利用する可能性の高い在宅医療についてお話ししてきました。今回は将来在宅医療のサービスを受ける立場にある高齢者の役割についてお話しします。

### 1. 高齢者の定義

高齢者の年齢の定義については、機関や法律により異なります。例えば、日本政府の統計などでは65歳以上の人を、国連では60歳以上の人を指します。総じて60歳から70歳以上の方を高齢者としています。60歳から70歳の間に、体力、精神、日常生活での一つの節目があると考えます。

ただ、60歳代になってもまだまだ社会で活躍されている方もいらっしゃる、昔の高齢者のイメージと大分異なります。

### 2. 今後の高齢者数

いわゆる団塊の世代が2015年に65歳以上になり、今後高齢者は徐々に増加し、厚生労働省の試算では2025年に高齢者数がピークに達するとされています。この高齢者の増加が、昨年から話題になっていいる年金、医療費、介護保険の負担問題につながっていきます。また、在宅医療の促進を国は推し進めています。これも高齢者の増加に伴う医療費の増加が背景にあります（個人的には本人が希望すれば在宅医療は進めるべきと思いますが、予算

削減のために在宅医療を推し進めることには少々疑問を感じています。ちなみに日本のGDP（国民総生産）比総医療費は、世界の先進国が加盟するOECD加盟国30か国中22位と低い水準にあります。要するに、日本は今まで低い医療費で世界の注目する高い医療レベルを維持してきたと言えます。

### 3. 高齢者の役割

今回の話の重要な点です。高齢化社会では、前記の社会保障の負担ばかりを強調するあまり、高齢者の存在、役割に対して明示されたものをあまり見たことはありません。人間歳をとると心身が老化し、若い人と同じ生活行動をとることは難しくなります。しかし、高齢者は今まで培ってきた知恵や知識を多く持っています。昔話の「うば捨て山」では、老婆の知恵で灰で編んだ縄や叩かなくても音の出る太鼓を作ることができた話が紹介されています。

また、アナン前国連事務総長は、「高齢者が1人亡くなることは、町の図書館が一つなくなるのと同じです」「高齢者は、過去から未来への架け橋です」と2002年スペインで行われた国連高齢化問題世界大会で話しています。

高齢化は人類が長年かかって達成した成果だと評価できません。今後は高齢者を地域社会の発展のためにどのように参加してもらうかが課題です。

これから先は個人的な考えですが、高齢者の皆さんは自分の経験や知識を後世のために記録に残していただきたいと思っています。ほんの数年前のことも真実は1つなのですが、正確に記憶に留めることは困難なことが多いようです。聖籠町の歴史をまとめた「聖籠町史」のように、自分の歴史、知識を整理して記録に残していただきたいと思えます。「温故知新」と言う様に、過去の経験を基礎にしてこそ未来の発展があります。言い過ぎかもしれませんが、高齢者の皆さんは未来の発展の準備のために、過去にあった事項の整理をしておく必要があるのです。

### 4. 昭和時代の聖籠町国保診療所についてご存知ですか？

ところで、町の国保診療所は、聖籠村国保診療所から始まり、今年で61年目になります。診療所も昨年から還暦となり、高齢者の仲間入りをしています。前任の手塚先生が勤務されていた診療所の記録はありますが、昭和63年以前の

診療所の様子についての記録はあまり残っていません。もし、旧診療所の頃の記録や知っていることがありましたら、診療所までご連絡ください。個人的には、もう少し時間ができたら診療所の歴史をまとめようと思っています。



聖籠村国民健康保健診療所時代の写真



現在の聖籠町国民健康保険診療所の写真



# 聖籠町育英資金貸与制度

## 育英資金の月額

### ◆自宅からの通学

大学  
短期大学  
高等専門学校  
各種専修学校

40,000円（以内）

### ◆自宅外からの通学

大学  
短期大学  
高等専門学校  
各種専修学校

60,000円（以内）

この育英資金月額と他に申し出のある方には、入学年度に限り一時金として大学は50万円、短期大学・高等専門学校・各種専修学校は30万円を限度として貸与します。

お問い合わせ 聖籠町教育委員会 学校教育課 ☎ 27-2111（内線 302・303）

町では将来を担う人材育成を目的として、大学から各種専修学校までの幅広い学生を対象に予算の範囲内で育英資金の貸与制度を設けております。  
平成20年度も次のとおり募集しますので、期日までにお申し込みください。

### ○貸与申請をすることができる者 （次の全事項に該当する者）

- ・聖籠町に2年以上住所のある者の子弟
- ・大学、短期大学、高等専門学校、各種専修学校の専門課程の入学生及び在学生

- ・修学に充分たえ得る者で、成業可能と思われる者

- ・経済的理由により修学が困難な者
- ・聖籠町育英資金の貸与を一度も受けていない者

- ・独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）・地方公共団体等の他の奨学金を受けていない者

- ・両親又は後見人の所得が780万円未満で、町で定めた所得基準（世帯人数により異なる）以下であること

- ※大学・短期大学とは、学校教育法による大学の学部・学科（課程）、短期大学をいい、国・公・私立及び昼・夜間の別は問わない。ただし、通信教育部・別科、大学の付属施設（例えば看護学校等）、放送大学、自治医科大学、産業医科大学、防衛大学等は対象にしない。また、専修学校は学校法人であり、2年以上の修学年であること。

### ○貸与期間

貸与決定の月から卒業までの最短期間まで

### ○申込手続

2月18日（月）～3月25日（火）までに次の書類を提出してください。（貸与決定は到着順ではありません）

- ・育英生願書

- ・在学証明書（入学後）

- ・推薦調書（新入生は卒業学校長の推薦）

- ・収入等に関する書類（両親又は後見人給与所得者・・・平成19年分の源泉徴

- ・事業者・・・平成19年分の源泉徴

- ・年金受給者・・・年金の源泉徴収票、支払通知書等の写し

- ・住民票謄本（家族全員分）

- ・連帯保証人の印鑑登録証明書（2人分）

- ・連帯保証人が2人必要です。1人は両親のうちどちらか、もう1人は連帯保証人と別世帯の成人の方となります。

- ※兼業農家等で給与収入と事業収入のある場合は、両方提出すること。

- ・収入等の写し

- ・平成19年分の確定申告書の写し

- ・提出してください。

- ・申し込み書類は学校教育課に用意してあります。

- 育英生の決定

- ・教育委員会が選考決定し4月末までに可否の決定を通知します。

- 育英資金の貸与

- ・育英資金は、年3回（4月、9月、1月）本人名義の預金口座に振り込みます。

- 育英資金の休止と廃止

- ・育英生が休学、または長期欠席等のときは、育英資金の貸与を休止します。また、育英生として適当でなくなった場合は、育英資金の貸与を廃止します。

- 貸与期間中の届出について

- ・現在、貸与制度を利用されている方は、毎学年4月15日までに、在学する学校の「在学証明書」を学校教育課へ提出しなければなりません。

- ・また、卒業したときや在学中に本人又は連帯保証人の住所、身元等に移動が生じたとき、また休学、退学等の場合は速やかに学校教育課へ届け出てください。

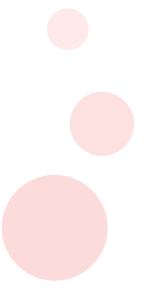
- 育英資金の返還

- ・育英資金の返還には利息がつきません。貸与期間終了後1年を経過した後、10年以内に年賦または半年賦で返還していただきます。繰上げ返還をすることもできます。

- ・返還を開始する前に、返還方法を明記した「返還明細書」を提出しなければなりません。

- 返還の猶予・免除

育英生が、進学や病気等の理由により、教育委員会が返還を困難と認めた場合は、育英資金の返還を猶予します。また、育英生が死亡又は心身障害等のために返還が困難であり、返還が不能であると教育委員会が認めた場合は返還の全部または一部を免除することがあります。



# 「ねんきん特別便」が送付されます

平成19年12月から平成20年10月までに、社会保険庁が把握している年金記録が送付されます。「ねんきん特別便」が送付された際には、ご自身の記録に漏れがないか十分にご確認いただき、次のうち必ずどちらかを提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- ①「年金特別便」の記録に間違いがない → 同封の「確認はがき」を提出。
- ②「ねんきん特別便」に訂正の必要がある → 同封「年金加入記録照会票」を提出。

## ● 住所変更の手続きはお済みですか？

「ねんきん特別便」を確実に受け取るため、住所の変更・訂正は忘れずに行ってください。

- ・国民年金第1号被保険者……お住まいの市町村役場の窓口
- ・厚生年金加入者……………} 厚生年金加入者の方の
- ・国民年金第3号被保険者…} お勤め先の社会保険担当者
- ・年金受給者……………お近くの社会保険事務所



## 国民年金のお話

国民年金の第1号被保険者（農業や自営業、学生など）の方には、3つの独自給付があります。

### 1. 付加年金

毎月の保険料（14,100円）に追加して付加保険料（400円）を納めることによって、将来の年金額に付加年金が加算されます。より多くの年金を受けたい方にお勧めです。

付加年金は年額……

**200円×付加保険料納付月数**  
が加算されます。

①国民年金基金に加入している方は付加保険料を納付することはできません。



### 2. 寡婦年金

老齢基礎年金を受けられるはずの夫が、年金を受給する前に亡くなったときその妻（婚姻期間10年以上）に60歳から65歳になるまで支給されます。

### 3. 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

このほか、国民年金保険料の口座振替や前納による割引制度もあります！  
お得な制度を活用して将来受給する年金を充実させましょう。



## 社会保険庁を装った不審な電話にご注意ください！

最近、社会保険庁職員を装い「保険料を多く払いすぎたことによる還付金があるので銀行等のATMに行ってほしい」などの不審電話の情報が寄せられています。

社会保険庁では、還付金に関する手続きで銀行ATMの操作を指示するようなことはありませんのでご注意ください。

国民年金に関する手続き、  
お問い合わせ

町民課 国民年金担当  
新発田社会保険事務所

☎ 27-2111 (内線112)  
☎ 23-2125

平成20年4月から

# 国民健康保険税の年金天引き (特別徴収)が始まります

平成20年4月から国民健康保険税において年金天引き(特別徴収)が始まります。  
世帯主の年6回の年金定期払いの際に、年金受給額から国民健康保険税があらかじめ差し引かれます。

## 【年金天引き(特別徴収)の対象となる人は?】

- ① 世帯主が国民健康保険に加入しており65歳から74歳である場合
  - ② 世帯の国民健康保険加入者が全員65歳から74歳である場合
  - ③ 国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
  - ④ 国保世帯主が介護保険料の特別徴収(年金天引き)対象者で、国保世帯主の介護保険料と国保税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合
- 以上①～④の条件をすべて満たす場合、国民健康保険税は国保世帯主の年金からの特別徴収(年金天引き)となります。

条件①～④にあてはまらない方はいままでどおりの納付となります。



## 【年金天引き(特別徴収)の方法は?】

年6回の年金支給月に次のような方法で天引きされます。

仮徴収			本徴収		
年金支給月 4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの仮に算定された金額(前年度国保税額の1/6ずつ)が天引きされます。			前年の所得が確定後、年額国保税から仮徴収分を差し引いた額を3期に分けて天引きされます。		

例えば

(例)	
前年の保険税が12万円の場合	本年の保険税が15万円と確定
4月、6月、8月にそれぞれ2万円ずつ(計6万円)が年金から天引きされます。(仮徴収)	仮徴収で納めた6万円を差し引いた9万円が10月、12月、2月にそれぞれ3万円ずつ年金から天引きされます。

※ 対象となる世帯主には3月下旬に通知します。

お問い合わせ 町民課 保険係 ☎ 27-2111 (内線117)



# 平成20年度 住民検診の 申込みが始まりました!

## 特定健診…ってなに? 基本健診と何が違うの?

日本人の死因の3割を占める心疾患と脳血管障害。  
これらの疾患を予防するために、平成20年度から医療保険者(国民健康保険、健康保険組合、共済組合等)に40歳以上の健診を義務付けました。それが特定健診といわれるもので、内臓脂肪がベースになって起こるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を見つけ出すことを目的としています。健診内容には、内臓脂肪の目安となる腹囲測定が加わりました。

しかし、健康課題の背景には、環境や労働、地域での暮らし等も大きく関連しています。これらを一緒に考えるために、「健診もひとつのきっかけ」になります。ぜひこの機会に健診を受けましょう。



**住民検診受診意向調査票が各世帯に配布されます。**  
**受けたい検診に○を記入して隣組長へ提出してください。**

## 国保からのお知らせ

- 聖籠町国民健康保険では、疾病の予防・早期発見・早期治療により被保険者の健康維持増進を図ることを目的として「人間ドック」を実施しており、毎年約400人の方が受診しています。

「人間ドック」を受診される40歳から69歳の方についても特定健診の実施に伴い腹囲測定が加わります。

心疾患や脳血管障害などの生活習慣病は治療に長い時間と多くの医療費がかかります。医療費の増加は皆さんが納める保険税負担の増大にもつながります。健診を受けて早期発見をし、健康を保って医療費の増加を抑えましょう。

春の健診は、胃・大腸がん検診を同日・同会場で実施します。  
 時期も今までと変わりますのでご注意ください。がん検診を単独で申し込みたい方は、春の健診がおすすめです。

## 町で実施している検診

検診名	内 容	対 象 者	料 金	会 場	時 期	
春の健診	胸部レントゲン検診	結核・肺がんの検査	40歳以上	無 料	一部の集落 公会堂と 保健福祉 センター	5月
	※肺がん検診	喀痰の検査	50歳以上の多喫煙者等	400円		
	特定健診	血圧や糖尿病・高脂血症等の検査	20歳以上	※		
	胃がん検診	バリウムによる検査	おおむね 40歳以上	500円		
	大腸がん検診	便の潜血検査		500円		
	※肝炎ウイルス検診	B・C型肝炎ウィルス検査	20年度に40歳になる人等	無 料		
	※前立腺がん検診	血清PSA検査	50歳以上男性	2,163円		
秋の健診	総合健診	春の健診と同内容 (原則 特定健診とがん検診をセットで受診)		保健福祉 センター	10月	
女性の検診	子宮頸がん検診	視診・細胞診	20歳以上女性	400円	保健福祉センター (検診車)	7月
				1,000円	医療機関	6~ 8月
	乳がん検診	視触診・マンモグラフィ	40歳以上女性	1,000円	保健福祉センター	9月

### ※ 特定健診の料金について

- 40歳未満の方は一律1,000円。75歳以上の方は一律無料です。
- 国保40~69歳の方は、1,000円。70歳以上の方は無料です。
- 国保以外の医療保険40~74歳までの方は、保険者によって金額が違います。  
 詳しくはご加入の保険者へお問い合わせ下さい。

- ※ 肺がん(喀痰)検診・肝炎ウイルス検診・前立腺がん検診は、検診会場での申し込みになります。
- ※ 特定健診以外は、70歳以上の方、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方は無料です。ただし、前立腺がん検診は、上記の方も全て有料です。



お問い合わせ

保健福祉課 保健衛生係  
 町民課 保険係

☎ 27-6511

☎ 27-2111 (内線117)

# 平成20年4月からはじまる 「後期高齢者医療制度」って？

## ～ 保険証について～

75歳以上の方の医療保険制度が、本年4月から「後期高齢者医療制度」として新たにスタートします。

このコーナーでは、制度のポイントを分かりやすく解説していきます。



### 1. 新しい保険証について

4月1日から後期高齢者医療制度の対象となる方は、現在加入している健康保険から『後期高齢者医療制度』に移行するため、保険証が新しくなります。新しい保険証（薄藤色）は、1人に1枚交付され、お住まいの市町村から3月下旬に送付されます。交付申請手続きは不要です。新しい保険証は4月1日からご使用ください。

#### ◎ 保険証の有効期限について

新しい保険証の有効期間は毎年7月31日までで、1年ごとに更新します（平成20年度の制度開始時は、4月1日から7月31日の4ヶ月間となります）。

#### ◎ 保険証についての注意事項について

- 現在お使いの保険証は使用できなくなり、老人保健法医療受給者証は廃止されます。
- 他人との貸し借りは絶対にしないでください。法律により罰せられます。
- 保険証の記載内容に間違いがあったり、保険証を紛失したりした場合にはすぐにお住まいの市町村窓口へ届け出てください。
- 加入者が亡くなったり、住所を移したりした場合は、お住まいの市町村窓口へ届け出てください。

#### ◎ 不要になった保険証の返却について

3月31日までは、現在の保険証や老人医療受給者証を使用し、4月1日以降は後期高齢者医療制度の保険証を使用します。

#### 【国民健康保険に加入している方へ】

不要になった保険証や老人保健法医療受給者証は4月1日以降に細かく裁断するなどして破棄してください。

#### 【社会保険に加入している方へ】

加入している保険によって保険証の取り扱いが異なりますので、保険者の指示に従ってください。



## 2. 4月1日以降に医療機関窓口で提示するもの

医療機関の窓口には、新しい保険証1枚を提示してください（減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方は、保険証と一緒に提示してください）。

保険証には、窓口での自己負担割合（1割または3割）が記載されています。



### 《窓口での自己負担割合の判定について》

平成20年4月から7月31日までは現在の自己負担割合を引き継ぎます。

平成20年8月1日からの現役並み所得者（自己負担割合が3割）の判定については、下記の基準のとおりです。判定の結果、負担割合が1割から3割に上がる方は、平成22年7月まで窓口での自己負担限度額（月額）を「一般」並み（外来12,000円、入院44,400円）に据え置きます。

### 窓口での自己負担割合が3割となる方（現役並み所得者）の判定基準

同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者のなかに住民税課税所得145万円以上の所得者がいる方で、かつ下記に該当する方。

#### 【同一世帯に後期高齢者医療制度の加入者が一人の場合】

その方の収入合計金額が383万円以上

#### 【同一世帯に後期高齢者医療制度の加入者が複数いる場合】

加入者全員の収入合計金額が520万円以上

## 3. 住所を移した場合の保険証の届け出について

### 《ケース1》

入院等のため県内の他市町村の施設に住所を移した場合。

住民票の異動に伴い、新しい市町村の窓口で保険証の発行など必要な手続きを行ってください。

### 《ケース2》

入院等のため県外の施設に住所を移した場合。

県外の施設に転出する場合は、住所地特例制度により前住所地の広域連合の加入者資格を引き継ぎますので、保険証は転出前の市町村が作成しお渡しいたします。

### 《ケース3》

通常の転居の場合。

県内および県外への通常の転居は、新たに居住する市町村の窓口で保険証の発行など必要な手続きを行ってください。

なお、県外へ転居する場合は、他県広域連合の運営する後期高齢者医療制度に加入することになりますので、保険料も変更になります。



お問い合わせ 町民課 保険係 ☎ 27-2111 (内線115)

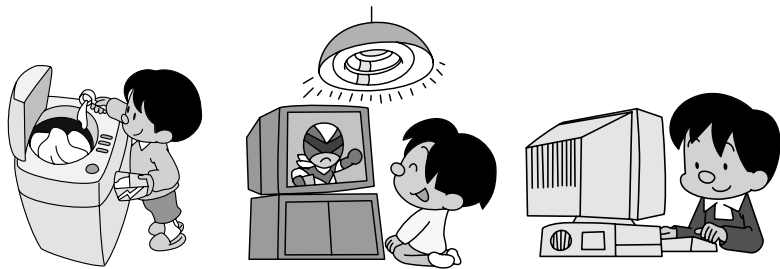
# エココロ



## 通信 vol.2

お問い合わせ  
生活環境課  
☎27-1962 (直通)

### 「家(うち)の中から」エコライフ宣言



炊事や洗濯、入浴はもちろん、冷暖房、テレビ、パソコンなど、私たちの暮らしにはエネルギーが不可欠です。

現在、聖籠町の家庭で使われるエネルギーは、町全体の約8%。町内に、日本海側最大の工業地帯「新潟東港工業地帯」があることを考えると、これは、決して少ない数値ではありません。家庭から使われるエネルギーがCO<sub>2</sub>排出につながり、地球温暖化に影響を及ぼしていることは確かです。

地球温暖化を防止するために、私たち一人ひとりが省エネ意識を高め、ライフスタイルを、環境にやさしい形に変えていくことが求められています。

この冬は  
家族みんな  
あったかお鍋  
体ほかほか 地球ニコニコ

家(うち)の中からできる地球温暖化防止の取組みの一步として、この冬は、家族みんなで鍋料理を食べましょう。温かくておいしいお鍋は、CO<sub>2</sub>の排出を抑える、環境にとってもやさしい料理です。

鍋を食べて体が温まると、暖房の設定温度を低くすることができま。また、家族一緒に食事をすることで、不要な電気を使わずにすみます。調理器具の使い方もひとつ工夫。鍋を火にかけるときは、鍋底から炎がはみ出さないように気をつけてみましょう。鍋底が平らで大きく保温効果の高い調理器具を使えば、さらにCO<sub>2</sub>削減になります。鍋料理の主役である「具材」でも工夫が可能です。地元産の野菜を使うことによって、野菜が運ばれてくる距離を削減できます。

身近にできる工夫はまだまだあります。まずは、できることからCO<sub>2</sub>削減に取り組んでみましょう。

鍋6か条  
鍋料理でCO<sub>2</sub>を  
削減するポイント

1. 鍋料理を食べて温まり、暖房の設定温度を控えめにすべし。  
体が温まるので、暖房を控えたり、暖房の設定温度を低くしたりしましょう。
2. 鍋料理を効率良くつくるべし。  
鍋料理に入れる野菜は、電子レンジで下ごしらえして鍋に入れましょう。また、鍋にふたをして調理することを心がけましょう。早く、煮崩れが少なくできあがります。
3. 鍋料理はみんなで食べるべし。  
一か所に集まり、だんら
4. 鍋料理を調理する際は、火加減にも気をつけるべし。  
例えば、ガスの場合だったら、炎はみださないようにしましょう。
5. 買出しにはマイバックやエコドライブを心がけるべし。  
買出しにはマイバックを持っていくことで、レジ袋を断り、ふんわりアクセルなどのエコドライブでいきましょう。
6. 食材は、地元のもの入手すべし。  
鍋料理の具である野菜などは、輸送距離の短い地元産のものを使用しましょう。



ストップ!  
地球温暖化  
できることから  
始めよう



交通安全に関することは  
生活環境課  
☎27-1962(直通)

## みんなで安心、みんなの共済

### ●一年5000円の交通災害共済

～4月からの加入申し込みを受け付けます～

交通災害共済は県内の全市町村で行う助け合いの制度で、会員が交通事故にあわれた場合に見舞金を支給します。

現在加入されている方は、平成20年3月31日で共済期間満了となりますので更新手続きをお勧めします。

まだ加入されていない方は万一の事故に備え、加入をお勧めします。

#### 【会費】

一人 年額 5000円  
途中で加入する場合も同額です。

#### 【加入手続】

2月に全戸配布される申込書でお申し込みください。申込書には世帯員の名前

方は平成20年4月1日から平成21年3月31日までが共済期間となります。  
4月以降申し込みされた方は申し込みの翌日から平成21年3月31日までが共済期間となります。会費一人5000円は変わりませんので3月までに申し込みされることをお勧めします。

#### 【その他】

見舞金は実治療日数7日以上から支給されます。交通災害共済に関する詳しいことは、申込書と一緒に配布されるパンフレットをご覧ください。

平成20年度から見舞金・等級が変わります！

・見舞金が増額されます

(最高額が120万円から130万円に)

・等級がより細分化されます  
★会員の方が有利に変わります！

あなたの支えがみんなの助け合いにつながります。

自転車での事故、自損事故も対象となりますよ！



## 交通事故死亡者の限りなくゼロを目指して

交通安全出初式が  
開催されました



交通安全指導員を代表して平成20年の決意宣言をする聖籠町市川指導員

平成19年の新発田警察署管内(新発田市・聖籠町)における交通事故発生件数は626件で前年より24件少なくなりました。

同様に死者数は7人となり2人減少し、傷者数も770人と90人減少しました。特に死者数は、目標としていた一桁台を2年続けて達成することができました。

これらの結果を踏まえ、平成20年も決意を新たに交通事故死亡者の限りなくゼロを目指して、1月10日新発田市地域交流センターで交通安全関係機関・団体の合同出初式が行われました。

## 町の交通事故発生状況



区分年	12月			1月～12月		
	発生件数	死者数	傷者	発生件数	死者数	傷者
平成19年	11	0	11	102	0	133
平成18年	8	0	15	97	1	145
増減	+3	0	-4	+5	-1	-12





# 12月の届出

## げんきなよい子

### 出生

赤ちゃん	保護者	行政区
優希ちゃん	(高橋 裕吉)	山諏訪山
光祐ちゃん	(藤間 康行)	旭ヶ丘
柊羽ちゃん	(佐藤 誠)	網代浜
凜花ちゃん	(岩川 洋之)	別 條
天亜來ちゃん	(松井 貴良)	網代浜
李優ちゃん	(坂井 一輝)	二本松
純花ちゃん	(坪谷 貴治)	苔 沼

## 幸せ多い人生を

### 婚姻

新郎・新婦	行政区
宮下 政智さん (古山) ひとみさん	次第浜
細野 武範さん (渡部) よう子さん	亀 塚
(小池) 由美さん 長谷川 忠美さん	亀 塚

## ごめいふくをお祈りします

### 死亡

氏名	年齢	行政区
田辺 雅比古さん	(81歳)	杉谷内
吉田 シヅさん	(88歳)	蓮 野
渡辺 春雄さん	(70歳)	次第浜
高橋 朗吉さん	(81歳)	次第浜
小田 ミイさん	(95歳)	次第浜
土田 ヨシイさん	(81歳)	山大夫
吉野 律雄さん	(74歳)	真 野
細貝 ヨシミさん	(86歳)	亀 塚
宮下 ミコトさん	(77歳)	次第浜
保科 鐵雄さん	(64歳)	真 野
高橋 キツコさん	(90歳)	網代浜
加藤 正一さん	(89歳)	蓮 野
渡辺 みのりさん	(15歳)	二本松
宮澤 徳次郎さん	(93歳)	網代浜
齋藤 政一さん	(72歳)	蓮 濁

(注1) 届出の際にご承諾の押印をいただいた方のみ掲載しております。  
(注2) 略した文字で掲載してあります。戸籍の氏名と異なることがあります。ご了承ください。

## 聖籠町

### 高齢者生活支援金のお知らせ

聖籠町では高齢者の生活安定を図るために生活支援金(月額1,000円)を支給しております。

支給の対象となるのは、聖籠町に住んでいる65歳以上の方で、次の全ての条件を満たした方となります。

- ・町・県民税非課税世帯に属している。
- ・聖籠町が賦課する租税等(税金・水道料金等)を完納している。
- ・平成18年の収入が27万円未満である。
- ・生活保護の受給者ではない。
- ・特別養護老人ホーム等の入所者ではない。

支給の対象になると思われる方は聖籠町保健福祉課までご連絡ください。

その後、印鑑、振込先が確認できるもの(預金通帳等・ゆうちょ銀行を除く)をご持参のうえ、平成20年3月3日(月)までに聖籠町保健福祉課(聖籠町保健福祉センター内)において支援金の申請を行っていただくこととなります。

なお、審査結果は後日お知らせし、支給決定された場合は3月末に指定された口座にお振込みいたします。

保健福祉課 福祉係  
☎27-6511

## 平成20年度

### 児童クラブの入会申請を

### 受け付けています

#### ■対象児童

保護者等が労働等により昼間家庭にいない原則小学校1年生から3年生まで

#### ■受付時間

・保健福祉課 月～金曜日  
午前8時30分～午後5時30分  
・児童クラブ 月～土曜日  
午後1時30分～午後5時30分

#### ■申請方法

申請書に勤務証明書等必要書類を添えて提出してください。  
(様式は保健福祉課及び児童クラブにあります)

#### ■申請期限

2月22日(金)まで

#### 保健福祉課

☎27-6511

#### 蓮野児童クラブ

(蓮野小学校内)  
☎090-

#### 山倉児童クラブ

(山倉小学校内)  
☎090-8035-9392

#### 亀代児童クラブ

(亀代小学校内)  
☎090-7262-3180

#### 申請先

☎090-8031-4739



## 入札結果

入札日 平成19年12月27日

件名	契約額(円)	業者名	納入完了日又は工事(委託)期間最終日	入札方式
1 X線撮影装置購入	2,572,500	(株)マルタケ新発田店	平成20年2月25日	指名競争入札
2 聖海荘マイクロバス購入	4,929,750	新潟日野自動車(株)	平成20年3月26日	指名競争入札

# 集落区長さん よろしくお願ひします

行政と町民の皆さまとのパイプ役を務めていただく36行政区の区長さんが決まりました。1年間よろしくお願ひします。(行政区によって任期に違いがあります)

## 行政区長名 (敬称略)

平成20年1月現在

行政区名	区長氏名
四ツ屋	近藤 藤 栄
道賀新田	中村 タマヨシ
上大谷内	羽田野 健 次
真野	加藤 喜 一
丸潟	青山 一 郎
桃山	桜井 俊 明
山倉	児玉 由喜男
苔沼	高橋 訓 弘
中の橋	堀 政 英
本諏訪山	大野 祐 一
山諏訪山	渡辺 孝 男
本大夫	駒沢 一 義
山大夫	中村 人 修
聖ヶ丘	小川 徹 夫
本三賀	齋藤 幸 六
山三賀	渡辺 隼 男
二本	坂上 捨 光
外蓮	五十嵐 重 春
蓮野	加藤 辺 敬
杉谷	田井 井 清
正藤	藤井 政 榮
大興野	小渡 辺 義
甚兵衛	渡田 宮 一
蓮潟	田宮 真 一
蓮新田	青山 敏 夫
網代浜	山田 政 清
次第	平野 玉 清
尾沢ヶ丘	児玉 崎 道
亀塚	高崎 垣 博
稲の平	稲田 中 宣
別條	田富 樫 夫
八幡山	富井 誠 一
東ヶ丘	富川 富 一
旭ヶ丘	皆高 松 久 雄
ひばりが丘	高松 久 雄

## 総務課 総務管理係

☎ 27-2111 (内線223)  
☎ 27-1957 (直通)

## 2月12日

### 児童手当を 振り込みます

児童手当の2月支払い分(平成19年10月～20年1月分)は2月12日(火)に受給者の指定した金融機関(町内金融機関等)に振り込みます。個人への支払い通知書は、この紙面をもって通知にかえさせていただきます。  
☎ 保健福祉課 児童手当担当  
27-6511



## 農業委員会委員 選挙人名簿

縦覧ください

☎ 2月23日(土) 3月9日(日)

☐ 役場2階選挙管理委員会室  
1月に皆さまから申請いただいた農業委員会委員選挙人名簿登録申請に基づき、農業委員会委員選挙人名簿を作成しました。

名簿の登録もれや正確性を期すために、2月23日から3月9日まで名簿を確認することができます。

この名簿は3月31日に確定となり、3月31日から平成21年3月30日まで使用されることとなります。

☎ 聖籠町選挙管理委員会  
27-2111 (内線226)

## 就職フェア in新発田

ハローワーク新発田では、お仕事を探している方の就職支援のため、合同就職面接会を開催します。

この機会に参加して自分に合った就職先を見つけてみませんか。

☎ 2月15日(金)

午後1時30分～午後4時  
☐ 新発田市地域交流センター  
(新発田市中心3-13-3)

● 参加企業 新発田市・胎内市・阿賀野市・聖籠町に就業地を持つ企業20社

● 参加者 一般求職者・新発田学校卒業予定者(平成20年3月)

☎ ハローワーク新発田  
27-6677

## 入札・見積の参加 追加申請のお知らせ

平成20年度に新発田地域広域事務組合、新発田地域老人福祉保健事務組合、下越障害福祉事務組合が発注する建設工事や物品購入の入札、見積参加を希望する方(法人を含む)の参加申請を受け付けます。

今回、申請対象となるのは、工事及び物品ともに新規に参加を希望する方と、平成19年2月に登録済みの方で業種などの追加がある方です。

なお、平成19年2月に申請し、すでに参加資格名簿に登録されている方については、

参加資格が継続されますので、今回の申請は必要ありません。

詳細については、組合のホームページをご覧ください。  
<http://www.shibata-kouiki.jp/s-kouiki/>

☐ 受付期間 2月1日(金)～2月29日(金)

(ただし、土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合は2月29日消印有効です。)

☎ 新発田地域広域事務組合  
26-1501



# 水道管の凍結にご注意を!!

2月に入り、ますます寒さも厳しくなっています。

気温がマイナス3度以下になると、水道管の立ち上がり（給水管）や蛇口等が凍って水が出なくなったり、破裂したりする水道の凍結事故が多くなります。

寒さは水道の大敵です。テレビ等の気象情報に注意し、異常低温注意報等が出たときは、凍結事故に気をつけましょう。

## ○ 凍結を防ぐには

屋外で保温をしていない水道管等は、専用の保温材か凍結防止ヒーターを取り付けて、凍結防止を行ってください。

冷え込みが予想される時は、蛇口から鉛筆の芯より少し太めに水を出します。

※ 空き家や長期間留守にする場合は、メーターボックス内の止水栓を右に廻して閉め、蛇口を開けて水抜きをして凍結破損に気をつけてください。



## ○ 凍結して水が出なくなったとき

蛇口を全開にして、凍った部分にタオルをかぶせ、蛇口の方から50℃前後の湯をゆっくりとかけます。

※ 熱湯を急にかけたりすると、ヒビ割れや破裂する事があります。

## ○ 破裂やヒビ割れしたとき

メーターボックス内の止水栓を右に廻して水を止め、聖籠町指定給水装置工事業者に修理を申し込んでください。

※ 指定給水装置工事業者以外の業者や個人で立ち上がりを含む水道管の工事を行うと、違反工事となり、凍結による水漏れで水道使用料が増えた時、水道料金の軽減の対象とはなりませんので注意してください。

## 水漏れ?と思ったら! (漏水確認)

すべての水道の栓を止めて、敷地内にあるメーターボックスにある水道メーターが動いているかどうか確認してください。動いている場合、水漏れしている可能性があります。水漏れしていた場合、聖籠町指定給水装置工事業者へ修理をお申込ください。

各家庭の敷地内にある水道管等の管理は各家庭の責任になります。

お問い合わせ 上下水道課 水道係 ☎ 27-2111 (内線343)

## 税務相談のお知らせ

関東信越税理士会新発田支部では次のとおり税務相談を行います。

☑ ① 2月6日(水) 7日(木) 8日(金)

② 2月22日(金)

午前9時30分～午後4時  
(受付は午後3時まで)

☐ ① 各税理士事務所 (税理士により担当日が異なりますのでお問い合わせください。)

② 関東信越税理士会新発田支部税務指導所

☑ 年金を受けておられる方

給与所得者で、医療費控除を受けようとする方

(上記の対象者の相談は無料)

※ ①②ともに事前に電話にて申込ください。

☑ 関東信越税理士会  
新発田支部 事務局  
☎ 22-8598

## 親だからできること

### ～ 親が変われば子どもも変わる～

「どうして親の言うことがわからないのかしら」と情けない思いで腹がたったり、子どもを怒鳴ったあとで「言いすぎたかな」と後悔したり、子どものしかり方で悩んでいませんか？

(社)新発田青年会議所では、親業訓練協会から親業インストラクターを講師に迎え講演会を下記のとおり開催いたします。講演テーマは「優しさと過保護」です。これからの教育を地域の皆さんで考え学び、青少年健全育成に役立てていただくものです。

☑ 3月6日(木) 午後7時～9時 (開場6時30分)

☐ 新発田市生涯学習センター講堂

講師：親業訓練協会 小林園子氏

定員：先着230名

申込締切：2月29日(金)

受付：午前9時30分～午後3時の間に電話又はFAXで申し込みください。

※ 入場無料、どなたでも参加できます。

☑ (社)新発田青年会議所

☎ 22-0404 FAX 21-1522

URL <http://www.sbtjc.or.tv/>

# 町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。

掲載内容についての、ご意見・ご質問などがありましたら、担当課又は総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお寄せください。

## 生活環境課

1月6日(日)

### 消防出初式を実施

町民会館において聖籠町消防出初式が行われました。当日は、各地域の消防団が火災予防を呼びかけながら、町内を広報し、その後、町、消防団、消防関係機関から約80名、33台の参加による車両パレード、続いて安全祈願、実践放



水訓練などが行われました。平成19年の聖籠町の火災件数は、10件で前年同数でした。火災はちよつとした気のゆるみから発生します。日頃から地域、家庭で火災予防を心がけ、火事を出さないようお願いいたします。

## ふるさと整備課

### 平成18年度国土調査成果

閲覧が終了しました

平成18年度に現地調査を実施した大夫興野・藤寄の各一部地域の調査成果がまとまり、昨年の12月5・6日にかけて地元公会堂等を会場として、関係地権者に現地調査により整理した地目・地積・所有者などの調査情報の閲覧を行いました。閲覧には2日間で88人の地権者が会場へ足を運び、



調査成果を確認していかれました。

これにより、今年の3月頃に新潟県知事に対して認証請求を行いますので、夏頃にはこの調査結果が法務局の登記に反映されることとなります。

## 産業観光課

12月17日(月)

### 新潟東港聖籠地区立地企業連絡協議会講演会開催

会員の情報交換及び相互の研鑽を目的に組織された団体であり、今回は国土交通省北陸地方整備局長を講師に招いて「新潟の今後の社会資本整備について」と題して講演会が開催されました。

## 総務課

1月18日(金)

### 第1回区長会議開催

平成20年の各集落の区長(行政区によって任期に違いがあります)が決まり第1回目の会議が開催されました。

会議では、各課から区長への依頼事項などの説明や全体協議が行われた後、各小学校区から3名ずつ計9名の代表区長が選出され、区長会会長には蓮野区長の加藤重春さん、副会長には次第浜区長の平野政要さんと蓮瀨区長の田宮実さんが選出されました。代表区長は、区長会の運営方法や視察研修などの企画、検討を行います。

一年間よろしくお願ひします。



## 学校教育課

12月25日(火)

### 第12回聖籠町教育委員会定例会開催

聖籠町立学校管理運営に関する規則の一部改正  
・聖籠町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正  
以上の2項目について審議されました。

## 農業委員会

12月26日(水)

### 聖籠町農業委員会第20期第11回総会

・農地法第3条の規定による譲受人の資格審査について  
・農地法第5条の規定による許可申請について  
・農地利用集積計画による利用権設定申出審査について  
以上の3項目について審議されました。







## いよいよ新シーズン始動

昨シーズンを過去最高順位の6位で終えたアルビレックス新潟は、今シーズンの更なる飛躍を誓い、1月21日(月)から東港のクラブハウスにてトレーニングを開始しました。約1月のオフを経て再び集まった選手たちはそれぞれに新たな思いを胸に新たなシーズンに臨んでいます。

また、21日の全体始動に先駆けて、16日から新人選手による合同自主トレが開始されました。新人選手を簡単に紹介すると、ニュージールランド出身で身体能力に優

れるDFマイケルジェームズ(成立学園高校・東京)、U-18日本代表の中心選手であるDF鈴木大輔(星稜高校・石川)、抜群の技術を持ち11月にクラブハウスでおこなわれたJAPANAサッカーカレッジとの練習試合ではゴールも決めたMF木暮郁哉(三菱養和サッカークラブユース・東京)、特別指定選手として愛媛FC(J2)で試合出場経験もあるFW川又堅基(小松高校・愛媛)と実力のある選手が揃いました。また、下部組織であるアルビレックス新潟ユースからは対人プレーに強さを発揮するDF大野和成と、ユースではNo.10を付けたチャンスメーカーMF長谷部彩翔が昇格することになりました。

チームは、1月31日(木)までクラブハウスでトレーニングを積んだ後、2月2日(土)〜16日(土)までグアムキャンプ、2月19日(火)〜3月1日(土)までの静岡キャンプを経て、3月8日(土)にNACK5アジアム大宮でおこなわれる大宮アルディージャとの開幕戦に臨みます。今シーズンも皆さまからの熱い声援を受けてチーム一丸となって戦っていききたいと思います。応援のほどよろしくお願いたします。



## レディースシーズン 終了報告会

1月12日(土)には東港のクラブハウスレストラン「オレンジカフェ」にて2007シーズン報告会をおこないました。2007シーズンを戦ったスタッフと選手が参加したこのイベントには約400名ものサポーターの皆さまにお集まりいただき満員の状態でした。

1部残留を置き土産に退任する鳴尾直軌監督からのあいさつに続いて、今までのジュニアユースチーム(U-15)の監督をしていた奥山達之新監督をはじめとする今シーズンのスタッフをお披露目し、皆さまからは温かい言葉をかけていただきました。昇格して初のディビジョン1挑戦となった昨年の目標は残留でしたが、今年は1つでも上の順位を目指して頑張っていきたいと思います。トップチーム同様応援よろしくお願いたします。

## 試合観戦でご招待のお知らせ

### Jリーグディビジョン1 第2節 アルビレックス新潟対FC東京

■日時 3月15日(土) 午後4時試合開始

■会場 東北電力ビッグスワンスタジアム(チケットはSスタンド2層目自由席です。 ※状況により他の座席をご案内する場合があります)

■応募条件 聖籠町在住者

■募集人数 500名

■応募方法 往復ハガキの往信裏面に①3月15日FC東京戦 ②住所 ③氏名・年齢 ④電話番号 ⑤チケットの希望枚数(3枚まで) ⑥後援会資料請求(する・しない)を記載し、返信用表面に返信先(ご自分)の住所・氏名をご記入の上、あて先に送付して下さい。 ※往復ハガキは各自ご用意ください。応募は、1世帯につき1通限り有効です。応募多数の場合は抽選となります。

■応募期限 2月29日(金) 必着

■受け渡し ご招待の可否を返信用ハガキにてお知らせします(3月7日(金)頃の予定)。また、お電話での可否についてのお問合せはお答えいたしかねます。ご観戦いただく方は、返信ハガキをご持参の上、新潟スタジアムのSゲートとEゲートの間の「アルビレックス新潟後援会」テントにてチケットとお引換え後にご入場、ご観戦となります。

■あて先

〒950-0954 新潟市中央区美咲町2-1-10

アルビレックス新潟後援会

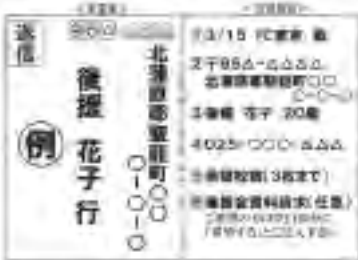
「試合観戦ご招待」係

■お問い合わせ アルビレックス新潟後援会 国井/牧野

☎025-282-0011

(写真・記事提供:アルビレックス新潟)

## 〔往復はがき記入例〕





## 監査委員、固定資産評価審査委員会委員決まる

昨年12月の町議会第4回定例会において、監査委員に須貝龍夫さん（次第浜）、固定資産評価審査委員会委員に駒田文雄さん（ひばりが丘）が同意されました。

### 監査委員



須貝 龍夫 さん  
（次第浜）

平成19年8月31日をもって任期満了となった、議会議選任の町監査委員遠藤博さんの後任に、須貝龍夫さんが同意されました。

須貝さんは、議会議員として4期目を迎えられ副議長も経験しており議員としての知識と経験も豊富な方です。なお、任期は平成19年12月13日から平成23年8月31日までです。



駒田 文雄 さん  
（ひばりが丘）

### 固定資産評価審査委員会委員

平成19年12月31日をもって任期満了となった町固定資産評価審査委員会委員に引き続き駒田文雄さんが同意されました。

駒田文雄さんは、人格・見識共に優れた方であり、同委員としてこれまでの行政経験を踏まえて、適正かつ公平な審査が期待されます。

なお、任期は平成20年1月1日から平成22年12月31日まで3か年です。

## 障害者交流会開催

12月12日（水）、昨年の11月にオープンした「なごみの家」交流室において、「聖籠町身体障害者団体」と「佐渡市身体障害者協議会」の交流会が行われました。

交流会は、両団体の会長があいさつから始まり、お互いの事業の状況報告や今後の課題などが積極的に話し合われました。

両団体とも、現在一番の課題は、最近、若年層の会員の加入がなくなり、高齢化し会員が減少していることであり、会員の増強に努めています。思うように加入者が増えないのが現状です。



両会員で積極的な話し合い

「聖籠町身体障害者団体」でも会員を随時募集しています。事業への体験参加もできますので、詳しい内容などは、町社会福祉協議会までお問い合わせください。

☎ 27-6767

### 聖籠町地域交流館

## 「なごみの家」

旧聖山荘跡地に建設された「なごみの家」は、厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等交付金を受け建設されたもので、大広間（28畳）、交流室（30畳）、和室（8畳）2室、台所・食堂などを備えており、現在は主に「生きがい型デイサービス事業」などに利用されています。

福祉事業を行う町民の方々にも貸し出しが可能となっております。今後、今後若年者から高齢者までが集い合える町の福祉の拠点のひとつとして期待されます。

なお、利用方法などは、保健福祉課福祉係へお問い合わせください。

☎ 27-6511



台所・食堂



大広間



なごみの家・外観

## 介護予防用の 運動機器を設置しました

聖籠町保健福祉センターに介護予防用の運動機器を新たに設置しました。

これは、聖籠町民の健康維持増進及び健康福祉の向上と充実のためにと(財)下越総合健康開発センターから贈られた寄附金によって購入したものです。

今回設置した機器は、立ったり歩いたり姿勢を維持したりするために必要なお尻や太腿など、主に下半身の筋肉を



レッグカール&エクステンション

鍛えるための機器です。運動指導専門員の指導のもと、この機器で筋肉トレーニングを試みましょう。

なお、具体的な事業内容は現在検討中ですが、開始時期は4月頃を予定していますので、決まり次第皆さんにお知らせします。

☎ 27-6521  
聖籠町地域包括支援センター  
担当：片桐(運動指導専門員)

レッグプレス



## 心新に書初め大会 未来の夢を思い



1月9日(水)山倉小学校で6年生の書初め大会が行われました。手本の字は「未来の夢」です。子どもたちは、先生から「太く、大きく、のびのび」と指導を受けた後、「未来の夢」を思いながら真剣な表情で書初めに取り組んでいました。

蓮野小学校と亀代小学校でも1月の上旬に書き初め大会が行われており、子どもたちが頑張って書き終えた作品は、校内に展示したり書初めコンクールに出展したりする予定です。



町民から  
ホームベースから  
せいろう共育ひろば  
みらいの  
たね

## みらいのたね 「野の花サークル」から

3月6日(木)は聖籠中学校第7回卒業式です。卒業式当日、晴れの日を演出する花を、今年も校内に飾ります。

私達と一緒にきれいな花をアレンジメントしませんか。(お昼カレーあります)どなたでも参加できます。お気軽にどうぞ。申し込みなどはいりません。3月5日(水)10時、聖中地域交流棟にお越しください。



# だんご木に願いを

「今年もいいことがありますように」

古くから続く小正月の伝統行事だんご木飾り、一年の無事や豊作を祈り昔は多くの家庭でも飾られていましたが、その数も年々減ってきているようです。

1月11日(金)、蓮濁こども園で、毎年恒例のだんご木飾りが行われました。飾るだんご作りには、4歳児が可愛いエプロン姿で挑戦。白玉粉を練って丸めて、お手伝いのお婆ちゃんやお母さんたちと一緒に赤、白、緑、黄の団子を一生懸命作りました。



出来上がった団子は、最中



の皮で作った小判や宝船と一緒に一人ひとり順番で丁寧のだんご木の枝に刺して飾り付けました。

玄関の天井に飾り付けが終わると、全園児が集合して先生と一緒に赤、白、緑、黄の団子にそれぞれ真剣な表情で願いを込めました。



# 広報への掲載記事を

# 募集しております

広報せいろうへの掲載記事を次のとおり募集します。みなさんの応募をお待ちしています。

## ① 趣味の紹介や地域の話題 など

手芸、写真、園芸などの趣味や地域の祭り、行事、ペット自慢、ほのぼのとした出来事などで広報に紹介したい話題がありましたらご連絡ください。

## ② せいろうの風

町の業務や行事、あるいは地域や学校でのことなど、日々の生活の中で感じたことなどをお寄せください。(良かったこと、又良くなかったこと)子どもたちの意見も大歓迎です。600字以内でお書きください。

## ③ イラスト自慢大募集

絵を描くのが大好きな子どもたち、自慢のイラストをハガキの裏に書いてどんどん送ってください。(黒一色でハッキリと書いてください)

## ④ 『町政ポスト』Q&A

町政への積極的なご意見、ご提案など(聖籠町の将来像、私はこう考える...)を町民の皆様から寄せていただくために、設けられたハガキによる広聴制度です。町長が目を通し、担当課で回答いたします。よりよい町づくりのために、あなたのご意見をお寄せください。

## ■ 応募方法 ■

○町政ポスト用のハガキ又はメールでお寄せください。(情報提供は電話可)町政ポスト用のハガキは切手を貼らずに投函できます。なお、このハガキは①役場一階の総合案内 ②保健福祉センターの窓口 ③町民会館の窓口 ④診療所の窓口 ⑤図書館のカウンターの5か所に設置してあります。どんどんお寄せください。

○なお、氏名・住所・電話番号の記載のないものは掲載いたしませんので、必ず記入してください。(匿名希望、ペンネーム希望と書いて)

皆さんの応募をお待ちしています。



○採用された方には、図書券を差しあげます。

皆さんの応募をお待ちしています。

役場総務課 広報担当

☎27-2111

(内線227)



みらいのたね

# 平成20年 **どんぐりたい募集**

(管理ボランティア)

## 説明会

と き：平成20年 **2月28日** (木) 10:30~

と ころ：聖籠中学校 地域交流棟 町民ホームベース

内 容：1部 10:30~ **どんぐりたい活動説明**

2部 11:00~ **坂口教育長と 聖籠の子どもを語ろう!**

「ちょっと聞いて、教育長」



コーヒーを飲みながら気軽にしゃべり場!!

1部・2部どちらかの参加だけでも歓迎



## <どんぐりたい活動内容>

- 地域交流棟の管理
- みらいのたね (学校支援ボランティア) のお手伝い
- 生徒とのふれあい
- 自分がやりたいこと何でも、自由に・・・

みらいのたねJr.の  
活動のお手伝い  
(料理・校内美化など)



## <条件>

- 年齢、性別は問いません
- 趣味・特技は必要ありません
- 施設管理の仕事に対して少々の報酬がでます
- 1回4時間

(午前8時30分~午後12時30分)  
(午後12時30分~午後4時30分)

季節の移り変わりを演出

野の花サークル  
校内を花いっぱい・・・



## <お問い合わせ>

町民ホームベース みらいのたね どんぐりたい ☎27-7085 (月~金 8:30~16:30)

# 町の宝 で～す

12月の  
乳児健診から



高橋 <sup>このみ</sup> 心美 ちゃん



宮澤 <sup>れいな</sup> 伶奈 ちゃん



齋藤 <sup>みう</sup> 未羽 ちゃん



加藤 <sup>いなるろう</sup> 蛍太郎 ちゃん



渡邊 <sup>くう</sup> 空 ちゃん



飯島 <sup>けんたろう</sup> 賢太郎 ちゃん



伊藤 <sup>にしこ</sup> 仁瑚 ちゃん



佐藤 <sup>あずは</sup> あずは ちゃん



小林 <sup>せい</sup> 聖 ちゃん



小林 <sup>だいき</sup> 大朗 ちゃん



小見 <sup>ゆりこ</sup> 頼子 ちゃん



小池 <sup>ゆうと</sup> 悠登 ちゃん



小柳 <sup>かなみ</sup> 奏珠 ちゃん

元気に育ってね！

この写真は保健福祉センターで行われている乳児健診会場で4か月健診対象乳児を撮影しています。

## 2007年第3回「花川柳」

— 聖中から多数入選 —

(株)佐渡テレビジョンの主催により、7月下旬から10月中旬まで、花に関する川柳作品を募集した3回「花川柳」に聖籠中学校の生徒が多数入選しましたのでご紹介します。

### 花せんりゆう・ジュニア作品

新潟市 長谷川 冬樹 選

#### 【特選】佐渡市教育長賞

チューリップ三つ並んで三姉妹

渡邊 葉月 3年

#### 【準特選】佐渡テレビジョン賞

この花も僕も地球でただひとつ

須貝 友貴 2年

#### 【秀句】

花びらのベット作ってねてみたい  
この空に舞う花びらは僕のように  
よく映えるつもった雪と寒椿  
花びらが散っていったよ涙かな  
ひまわりのお花のように元気だせ

増井 友彦 3年  
長石 佳織 3年  
渡邊うらら 2年  
萩原 楓 3年  
田邊 瑠璃 1年

#### 【佳作】

桜咲く思いでたくさんよみがえる  
バラの花貴品あふれるお嬢さま  
あのひとの横顔浮かぶ金木犀  
花びらの散るしゅんかんがきれいだね  
クローバー抱いて走って渡したい  
あきの花あなたのようにさいている

会田 天摩 2年  
加藤 綾 3年  
渋谷美沙希 2年  
金田安紀奈 1年  
伊藤なつみ 2年  
佐藤 達也 1年



加藤 花菜さん 10歳



リラさん 12歳



クローもんさん 12歳



ジャガ〜戸さん 10歳



増田 萌さん 7歳



マウスさん 13歳



玉子さん 17歳



沙彌☆さん 14歳



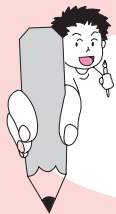
なぞさん 11歳



ラムさん 15歳



ゴブさん 9歳



## イラスト 自慢

投稿するときは濃い鉛筆かペンで書いてください。  
(薄いものは掲載できません) 名前は必ず書いてください。  
(ペンネーム希望の場合は名前の横にペンネーム『○○』と書いてください。

1か月に一人1枚だけ受け付けます。

### 【選評】

「花」の川柳は、一見取り付きやすいテーマに思えますが、実は大変むづかしい主題なんです。何故かと申しますと、生活の身近にあつて「花は美しい」「花はすばらしい」という先入観があつて、その言葉にふりまわされては良い作品が創れません。その美しさ、すばらしさをどう表現するか……。

作者自身の花への想い、花をみつめるマナザシが、その作者独特のセンサー、感触で今まで余り聞いたことがないオリジナル性が必要です。

今回、沢山の作品が寄せられました。ジュニアの皆さんの花に対するイメージが実に豊かで、その作者の個性から発信された五・七・五の花の世界が見事に表現され、大変手応えのある川柳が揃いました。特選はじめ入選作品をじっくり味読されてその成果を楽しんでください。

第3回「花川柳」入選作品集から

あさがおは毎日おはようしてくれる	山本麻佑子	3年
花ひとつ見ているだけであたたかい	赤塚 沙彩	3年
バラの花あなたにおくる愛の花	高田 愛里	3年
ひまわりはいつも希望を持っている	五十嵐沙羅	1年
みだしなみお花のように美しく	渡邊 早紀	1年
人々は花で心を和ませる	神田 篤史	3年
たんぽぽは風にとばされ一人たび	高橋 優華	1年
花は咲きちつてゆくことおそれない	田中 絢佳	2年
雪の中春を待つてるふきのとう	笹川 瑞貴	3年
いつみてもおはなをみるといやされる	横山 由佳	1年
うれしいな種から育ち花が咲く	高橋 玲奈	2年
ひまわりがわたしのしんちようおいこした	神田さゆり	1年
山登り自然の花はきれいだな	堀川 紘奈	2年
かわいいな花占いの子供たち	渡辺 仁	2年





▲ 認定された加藤 興清農場

## 加藤 興清 農場 (蓮野)

# 畜産安心ブランド生産農場認定事業 クリーンミルク生産農場に認定



加藤 興清 さん  
(蓮 野)

酪農を営む加藤興清さん(蓮野)の農場が、クリーンミルク生産農場として聖籠町で初めて認定を受けました。この制度は新潟県が実施している「畜産安心ブランド推進事業」の認定部門を(社)新潟県畜産協会が担当して実施しており、安全・安心かつ高品質な食品に対する消費者ニーズが高まっている中、健康な家畜を飼育し安全な畜産物を供給するために、※HACCP方式に基づく衛生管理手法を畜産農家に普及・推進し、一定の基準を満たす農場を「畜産安心ブランド生産農場」として認定し消費者の安心を得て、県畜産物の生産と消費拡大を目的としています。

加藤興清農場は、申請書類や巡回調査等の審査を受け、平成19年12月19日に開催された認定委員会で、クリーンミルク生産農場として認定されました。

加藤さんは、昭和57年までは養豚・酪農などの多角経営だったそうですが、昭和58年からは酪農一本にし、現在奥さんと二人で乳牛を34頭飼育しています。

搾乳は朝5時と夕方5時の2回。毎日休めなくて大変です。ねとお聞きすると、「仕事が趣味みたいなものですか」「昔と比べると今は、酪農家にも休日を、ということ。酪農組合でヘルパー制度を確立しましたので冠婚葬祭などのときは助かっています」と話してくださいました。

また、今回の申請については、「ヨーグルトでもチーズでも土台(牛乳)が大切。品質勝負で製造会社も良い物を求めます」「安全・安心を評価してもらい将来ある子どもたちが牛乳を飲んで健やかに育ってもらえれば」という思いもあり申請したそうです。

お忙しいところ取材に協力していただきありがとうございます。

※HACCP方式・・・食品などの製造工程すべてにおいて起こりうる危害を日頃から分析・管理しコントロールする方式。



広報せいらうは、資源保護のため再生紙と環境にやさしい大豆インキを使用しています。